

令和4年11月29日
(火曜日)

令和4年 第6回幌延町議会 (臨時会)
会議録 第1日目

議 事 日 程

- | | |
|---------|---|
| | 開会宣告及び開議宣告 |
| 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | 会期の決定 |
| 3 | 諸般の報告 |
| 4 議案第1号 | 町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 5 議案第2号 | 職員の給与に関する条例及び幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 6 議案第3号 | 令和4年度幌延町一般会計補正予算（第4号）
(閉 会 宣 告) |

本日の会議の順序

- | | |
|---------|------------|
| | 開会宣告及び開議宣告 |
| 日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 〃 2 | 会 期 の 決 定 |
| 〃 3 | 諸 般 の 報 告 |
| 〃 4 | 議 案 第 1 号 |
| 〃 5 | 議 案 第 2 号 |
| 〃 6 | 議 案 第 3 号 |
| | 閉 会 宣 告 |

出席議員（7名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	斎 賀 弘 孝
	4 番	植 村 敦
	5 番	無量谷 隆
	7 番	西 澤 裕 之

出席説明員

町	長	野々村 仁
代 表 監 査 委 員		成 田 義 弘
副 町 長		岩 川 実 樹
教 育 長		青 木 順 一

総務財政課長	早坂	敦
住民生活課長	古草	勝
保健福祉課長	村上	貴紀
企画政策課長	角山	隆一
産業振興課長	山本	基継
建設管理課長	島田	幸司

総務グループ主幹	伊藤	崇
財政グループ主幹	渡邊	智民

総務グループ総務係長	森本	讓
------------	----	---

農業委員会事務局長	(山本)	基継
-----------	------	----

選挙管理委員会事務局長	(早坂)	敦
-------------	------	---

議会事務局出席者

主	任	横山	薫
---	---	----	---

(1 3 時 3 6 分 開 会)

議 長 高 橋 秀 之 君

本日の出席議員は7名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第6回幌延町議会臨時会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において3番、齋賀弘孝君、4番、植村敦君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、11月29日、1日にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配布した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

お諮りします。

この際、日程第4 議案第1号「町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第5 議案第2号「職員の給与に関する条例及び幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2件は、関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号を一括議題といたします。

議案第1号及び議案第2号についての提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 早坂 敦 君

ただいま、一括上程となりました、議案第1号「町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第2号「職員の給与に関する条例及び幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

令和4年8月8日に国家公務員の給与に関して人事院勧告が行われ、政府は勧告どおり給与関係法案を国会に提出し、11月11日成立され、同18日に公布されたことから、本町の関係条例の改正議案を上程するものであります。

勧告の内容としましては、民間企業における初任給の動向等を考慮し、大卒初任給で3,000円、高卒初任給で4,000円程度の引上げ。また、これを踏まえ、20歳代に重点を置いた改正となることを前提とし、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳代の半ばまでの職員が在職する号俸について改定しようとするもので、医療職給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定しております。

期末勤勉手当については、民間の賞与の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月引き上げ、年間支給月数を4.40月とします。

なお、再任用職員につきましては、0.05月の引き上げとなります。

それでは、議案第1号から御説明しますので、お手元に配布の議案第1号資料の新旧対照表を御覧願います。

1ページ、改正条例の第1条については、「町長等の給与に関する条例」の一部改正の規定で、期末手当の支給率を引き上げる規定となっており、第4条第2項中、期末手当の支給率「100分の215」を「100分の225」に改正するものです。

次に、改正条例の第2条では、翌年度以降の6月及び12月の期末手当支給率「100分の225」を「100分の220」に改正し、年間支給率を平準化しようとするものです。

次に、改正条例の第3条及び第4条については「幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部改正の規定で、「町長等の給与に関する条例の一部改正」と同様に期末手当の支給率を引き上げる改正となります。

次に、附則ですが、この条例の施行期日を公布の日からとし、ただし書きで第2条及び第4条の規定を令和5年4月1日から施行することを規定しています。

続きまして、議案第2号ですが、お手元に配布の議案第2号資料の新旧対照表を御覧願います。

1ページ、改正条例の第1条「職員の給与に関する条例」の一部改正の規定で、第19条の4第2項第1号では、勤勉手当の支給率を引き上げる規定となっており、一般職員の勤勉手当の支給率「100分の95」を「100分の105」に改正するものです。

また、同項第2号では、再任用職員における勤勉手当分の支給率「100分の45」を「100分の50」に改正するものです。

次に別表第1「行政職給料表」及び別表第2「医療職給料表」の改正については、民間給与との格差を解消し、新規採用の初任給と若年層に重点を置いて、それぞれの給料表を引き上げる改正となります。

なお、資料2ページ下段の第3条改正「幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例」の一部改正においても同様の改正を行います。

次に、2ページ中段の改正条例の第2条改正で、改正条例の第1条中、第19条の4第2項第1号に規定されております、翌年度以降の6月及び12月の勤勉手当分の支給率「10

0分の105」を「100分の100」に改正、また同項第2号では、再任用職員における勤勉手当分の支給率「100分の50」を「100分の47.5」に改正し、年間支給率を平準化しようとするものです。

次に附則ですが、第1項は、この条例の施行期日を公布の日からとし、ただし書きで第2条の規定を令和4年4月1日から施行することとしています。

第2項では、人事院勧告における措置が令和4年度分の内容となっていることから、給料表の改正については、令和4年4月1日に遡及して施行することとしています。

第3項では、第2項の規定により、遡及適用となる給料表の改正に伴い、これまで支払い済みである給与を内払いしていたものとみなし、今後その差額分を支給することとしています。

第4項では、本改正条例の施行に関し、必要な事項を規則等へ委任することを規定しています。

以上、議案第1号及び議案第2号の提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

3番 斎賀弘孝君

行政職の給与表について幌延町役場職員さんの人数をちょっとお伺いしたいと思います。

まず一つ目に第1条の別表第1行政職給料表、これは幌延町広報誌10月号によりますと、行政職の人数は60人となっています。だからこの60人がこの表に該当するのかどうかを伺いたいと思います。

続いて第3条、一般職のフルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例、この人数については同じく広報の10月号で、幌延町の部門別職員数の状況では全体で96人いると、先ほどの60人、残り36人、36人が全員このフルタイム会計年度任用職員の給与表から支払われるのかどうかお伺いします。

2点目にこのフルタイム会計年度任用職員には、パートタイムの方々も含まれているのかどうか伺います。

議長 高橋秀之君

暫時休憩します。

(13時44分 休憩)

(13時53分 開議)

休憩を解いて会議を再開します。

総務グループ主幹 伊藤 崇 君

御質問にお答えいたします。

広報10月号の常勤職員の96名についてですが、こちらについては職員全体の人数ということで、その次の行政職の60人というのが基本的に事務職という押さえで、その差の36名についてはフルタイム会計年度任用職員ではなくて、職員なのですが事務職以外の看護師とか保育士とか、医師とかという人数になっております。

フルタイム会計年度任用職員の給料表については、パートは、そちらの給料表ではないと

ということになっております。別の条例がありまして、給料表については、フルタイム会計年度任用職員だけということとなっております。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

私の質問の仕方が悪かったのかもしれないですけど、先に、私の質問はこの行政職給料表は60人でいいのですか、何人ですかと聞いているんですよ。

広報を見れば60と書いてあるから60でいいのですかということでごめしてお伺いします。

それと、このフルタイム会計年度、これも何人ですかと、ただ単純に差引きしたら36と出るから、36人が会計年度職員の給与36人分が、これで見るとかという質問をしたのです。でも違うみたいなので、この会計年度任用職員は、2020年、前の課長の時代にできて、そのときに、会計年度任用職員、フルタイム、パートタイムそれぞれ何人なのかと聞いたら、この条例がきちんとできてからフルタイム、パートタイム何人という区別ができるという回答をいただいたんですよ。会計については、フルタイム、パートタイムだからというふうには考えないで、今までの不利益が生じないように対処していくという答弁をいただいているので、その続きでそれからどうなったのかなということでお聞きしたのです。まずはこの1表、それと行政職給料表、それぞれ何人かということをはっきりしていただかないと分からないのもう一度お尋ねします。

それで、その60人の中には、医師は医師でまた、看護師は看護師をまた別に見る表が議案の中にあるのです。だから、その60人の中に、税務職員、保育士、保健師などを除いた人数とあるからそれがプラスされるのですか。改めてお伺いします。

議 長 高 橋 秀 之 君

暫時休憩します。

(13時57分 休 憩)

(14時07分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

総務グループ主幹 伊 藤 崇 君

お答えします。

行政職給料表を使っている人数ですが85人となっております。

フルタイム会計年度任用職員は、今現在でありますけど56人となっております。

そして、パート職員については、うちで今把握しているのが27名で、各部署で短期的なパートタイムとかは別にいるのですが、そこについての全体的な数はうちの方では押さえていない状態であります。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

行政職給料表では60人じゃなくて、85人だよと今報告がありました。

そして、フルタイム会計年度では、56人だよという数字が上がりました。

それで、そのほかにも各課で雇用といいますか、一緒に仕事をしていただいている方がいるけど何人か分からないよということだと思っておりますけども、それじゃ分からないという方たちには、今回こういうふうには人事院の勧告で給与所得が上がる、変動するやつは、適用に

ならない、今言った27人と、85人しか適用にならないということなのですよね。この後、ちょっと確認してお伺いします。

それと最後なので、三つ目に、会計年度任用職員、始まったときに国の方針というかマニュアルでは再任用を原則2回までだよということで載っているということだそうです。

今問題になっているのはその方たちが、次年度ですね、幌延町にもいるその方たち、次年度、黙っていても自動的に更新されて、会計年度任用職員としてこの幌延町の役場で皆さんと一緒に仕事をすることができるのか、それとも国の原則2回までと言うのだから、改めてまた試験か何か受けて雇用するのかを併せて最後にお伺いしたいと思います。

副町長 岩川実樹君

再任用職員、フルタイムの再任用について、国は原則2回までということになっていますけども、御覧のように幌延町の中の人材確保というか、職員確保する為の環境というのは非常に厳しいものがあります。ですから国の原則は原則として2回でしょうけど、町はそうはいかないかなとは今率直に考えています。ただ、やはり今まで勤めてきたから、それがそのまま継続されるということではなくて、しっかり原則にのっとり、もう一度採用し直す機会というものは設ける必要があるかなと思いますし、その中で能力、適性がすぐれている方については2回と言わず3回、4回というのはあり得るかなと考えております。

総務グループ主幹 伊藤崇君

会計年度任用職員のフルタイムの56人については人事院勧告の関係に伴って給料表も条例で変えておりますので、全員について適用されるものとなっております。

パートタイム会計年度任用職員についても、27名うちで把握していてそれ以外に雇用している部分もあるんですけど、基本的には給料表というよりも単価で決まっております、その単価の大本の根拠というのはそれぞれありますけど、直接は条例で給料表が決まっているわけではないので人事院勧告に伴う部分も参考にはしておりますが、単価が変われば皆さんにもその方が適用されることにはなりますので、直接的ではないにしても単価の見直しの参考にはするぐらいにはなっております。

議長 高橋秀之君

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第1号及び議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第3号「令和4年度幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。

議案第3号についての提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 早坂 敦 君

議案第3号「令和4年度 幌延町一般会計補正予算 第4号」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、物価・賃金・生活総合対策として、喫緊の課題に対応するための予算を計上しています。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,770万5千円を追加し、歳入歳出それぞれの予算総額を49億4,544万5千円にしようとするものです。

第2項第1表、歳入歳出予算補正の内容について説明いたします。

2ページをお開きください。

始めに歳入ですが、14款、国庫支出金1,770万5千円の増で、歳入合計も同額の増額補正です。

次に3ページの歳出ですが、3款、民生費1,770万5千円の増で、歳出合計も同額の増額補正です。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の内容について説明いたします。

8ページをお開きください。

冒頭で説明しました、物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、一世帯あたり5万円を給付するための所要額として、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業1,770万5千円の増です。

次に歳入ですが、6ページをお開きください。

今回、歳出にて予算計上しました、臨時特別給付金事業については、全額国庫補助対象のため、14款2項2目、民生費国庫補助金で歳出予算と同額の1,770万5千円の増です。

以上、議案第3号の提案理由の説明といたします。

議長 高橋 秀之 君

これより質疑を行います。

質疑の方法は「歳出一括」、「歳入一括」、「総括」の順序で行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

3番 斎賀 弘孝 君

住民税非課税世帯の臨時給付金5万円給付の世帯は幌延町で何世帯ですか。

住民生活課長 古草 勝 君

令和4年9月30日時点で住民登録をされていて、本町が課税状況を把握している世帯3

09世帯を今回支給対象としておりまして、転入等により所得の分からない方等は申請をいただく方法にしております、その分31件を見込んで340件の予算を計上させていただいています。以上です。

議長 高橋 秀之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより歳入一括の質疑を行います。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて歳入一括の質疑を終わります。

これより総括の質疑を行います。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和4年第6回幌延町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

(14時18分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋秀之

署名議員 3番 齋賀弘孝

署名議員 4番 植村 敦

以上、記録する。

主 任 横山 薫